

一般質問通告書

令和 8年 2月 24日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 3 番 吉里 浩恵

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

| | |
|------------------|--|
| （質問番号 1） 発言事項 | 高島市未来へ誇れる環境保全条例への「いわゆるゴミ屋敷（不良な生活環境）」対策の追記について |
| 要 旨 | （項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。） |
| | <p>住居・敷地内に物品やごみが大量に堆積し、悪臭、害虫、景観悪化、通行障害、火災リスク等を生じる、いわゆる「ゴミ屋敷」事案は、生活環境の保全の観点から自治体の対応が求められていて、環境省の調査では、こうした事案への対応を目的とする条例等を制定済みとする自治体は 90 市区町村となっています。</p> <p>高島市では「高島市未来へ誇れる環境保全条例」により生活環境の保全を図っているが、ゴミ屋敷事案について、相談から解消までの手順や、必要な支援・措置を条例上（または運用基準上）明確にすることで、対応の実効性向上が期待できる。そこで、同条例への追記等について環境部としての考え方を問います。</p> <p>（1）市内の相談・対応状況の把握</p> <p>1. 環境部として把握している、いわゆるゴミ屋敷に関する相談・通報・対応件数の推移（直近 3～5 年、可能な範囲）と、主な内容</p> |

(悪臭、害虫、景観、通行障害、屋外堆積等)を示してください。
2. 現行の環境部の所管制度(廃棄物処理、生活環境、環境保全条例等)における、現状の対応フローと課題(同意の壁、所有者不明、再発、費用負担等)をどのように整理しているか。

(2) 「未来へ誇れる環境保全条例」への追記の必要性と方向性
1. 「高島市未来へ誇れる環境保全条例」に、ゴミ屋敷(不良な生活環境)への対応を明示的に位置付ける必要性について、環境部としてどのように認識しているか。

2. 追記を行う場合、

- ①定義(不良な生活環境の範囲)
- ②相談受付・調査(状況確認)
- ③助言・指導→勧告→命令などの段階
- ④公表や代執行等の最終手段

について、条例本文に規定すべき範囲をどのように考えるか。

(3) 他自治体の制度例を踏まえた制度設計(環境部としての見解)

他自治体では、環境と福祉の連携を前提にしつつも、条例上は「生活環境保全」の視点から段階的措置を整備している例がある。

1. 京都市は「不良な生活環境の解消に関する条例」に基づき、支援・措置を体系化し、最終的に行政代執行を行った事例が公表されている。

→ 高島市として、京都市のような「支援+措置」の体系を参考に考えるはあるか。

2. 横浜市は、調査、(同意を前提とした)ごみの排出支援、指導・勧告・命令・代執行等を整理している。

→ 高島市として、同意に基づく支援と、深刻時の段階的措置を制度として明確化する考えるはあるか。

3. 大阪市は、直ちに強制措置に依らず、福祉的支援や見守りを基

本とする方針を示している。

→ 高島市として、環境部が関与する範囲で「解消後の再発防止」まで含めた運用方針をどう考えるか。

(4) 運用体制・基準の整備

1. 条例追記と併せて、環境部として判定基準（チェックシート等）や、関係部局・関係機関との連携手順を運用基準として整備する考えはあるか。
2. 相談窓口（市民からの入口）と、現場対応の役割分担について、環境部としてどのように整える考えか。

(5) 実効性確保（費用・手段・再発）

1. 排出支援や撤去支援を行う場合の費用負担の考え方（本人負担を基本とするのか、公費支出・減免の余地を設けるのか）について、環境部としての整理を示してください。
2. 深刻事案での最終手段（命令・代執行等）を制度設計に含めるか否か、含める場合の要件設定について環境部としての見解を示してください。